

令和7年6月愛荘町議会定例会会議録

令和7年6月10日（火）午前9時00分開議

議事日程（第3号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第 2号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 3 承認第 3号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第37号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 日程第 5 議案第38号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 日程第 6 議案第39号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第40号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7

出席議員（12名）

1番 久保田 正 利 君	2番 小 菅 久 宣 君
3番 中 川 喜代和 君	4番 澤 田 源 宏 君
6番 村 田 定 君	7番 上 田 太 治 君
8番 高 橋 正 夫 君	9番 外 川 善 正 君
10番 河 村 善 一 君	11番 瀧 すすみ江 君
12番 竹 中 秀 夫 君	14番 森 野 隆 君

欠席議員（2名）

5番 村 西 作 雄 君	13番 辰 己 保 君
--------------	-------------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 有村国知君	副 町 長 杉本甚治郎君
教 育 長 徳田 寿君	企画政策監兼みらい創生課長事務取扱 兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱 西川 傳和君

総務政策監	生駒秀嘉君	福祉政策監	木村美紀君
産業政策監	北川三津夫君	兼健康推進課長事務取扱	陌間秀介君
兼商工観光課長事務取扱		教育次長	
経営戦略課長	田中孝幸君	兼教育振興課長事務取扱	久保川瑞穂君
兼行革・DX推進室長		公共施設最適配置推進室長	
くらし安全環境課長	山本拓也君	福祉課長	川井美幸君
子ども支援課長	増居志穂君	住民課長	楠真二君
兼こども家庭センター長		農林振興課長	阪本崇君
税務課長	藤澤雅史君	学校教育担当課長	西澤仁志君
建設・下水道課長	羽田順行君		
図書館長	三浦寛二君		

事務局職員出席者

議会事務局長 森 まゆみ 書記 伊谷 一 真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（森野 隆君） 皆さん、おはようございます。着座にて失礼いたします。

本日、村西議員、辰己議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（森野 隆君） 本日の議事日程は、配付のとおりです。

○議長（森野 隆君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日6月9日に引き続き、3名の一般質問を行います。

ここで注意事項を申し上げます。再質問は質問に対する答弁に疑義がある場合に限って行うものです。答弁の疑義に関係なく追加質問をされるような場合は取扱いできませんので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、順次発言を許します。

◇ 小菅久宣君

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅久宣です。一般質問を行います。質問事項につきまして物価高騰対策、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、食料価格の物価高騰、そして神郷彦根線工事、橋脚下部工事という質問を一問一答で行います。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、近年、物価高騰に対して国よりいろいろな事業が予算化され、まちの物価高騰対策としていろいろ対応されてきました。今回6月議会にも補正分として、推進事業メニューの中に物価高騰キャッシュレス決済ポイント付与事業の予算要綱が出ています。キャッシュレス決済ポイントはスマート決算アプリPay Payと連携したポイント還元キャンペーンで、実施事業はこれまで何回予算化され事業化されたのですか。今回で3回目ですか。物価高騰対応キャッシュレス決済ポイント付与事業において、基本目標は住民に対してどのような実績評

価をまちはしているのかお尋ね申し上げます。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） キャッシュレス決済事業は新型コロナ対策や経済物価高騰対策の交付金事業として令和3年度に初めて取り組み、過去4回実施しております。事業の目的は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者と事業者を支援するために、スマホ決済アプリと連携したポイント付与キャンペーンを実施することで町内消費を後支えし、町内事業者の収入確保、物価高騰の影響により消費を抑制している生活者を支援し、地域経済の活性化を図るものです。令和6年度の実績は、11月の1か月のキャンペーン期間中に5,215万円の予算執行額に対し2億2,200万円が消費され、約4.2倍の経済効果を生み、成果があったものと評価しています。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。昨年6年度は、11月1か月間で5,215万円の予算執行に対して2億2,200万円の4.2倍という形で実績があるということに驚かされております。今回は3回目ですかと聞かせてもらったんですけど、実際もう4回実施しているんですね。今年7年度これ実施すると、5回目というふうに考えてよろしいんですか。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 小菅議員おっしゃるとおり、過去4回で、今年度実施させていただくことになりますと5回目となります。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 何回か行ったキャッシュレス決済の事業で、参加事業者の総数や事業者の感想、意見等の集約についてお尋ね申し上げます。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 令和6年度のキャッシュレス決済事業の対象店舗は、町内194店舗です。対象店舗数は年々増加していることから、生活者の選択肢の幅が向上していると考えられます。事業者の意見としては、「キャンペーンを実施されたことにより新しいお客さんが来てくれた」、「売上げが大幅に増加した」といった声が聞かれ、好意的な意見が多く聞かれました。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。6年度で194店舗というような形を聞かれました。今まで4回なされた中で114店舗、年々どのような形になってるんですか。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 年々増えてございまして、昨年は194店舗ということでございました。令和5年度に行った事業につきましては約130件ぐらいの店舗が参加されておりましたし、事業を始めさせていただいた当初におきましては100店ちょいというようなところで、徐々に増えている、最初から比べますと大幅に店舗は増えているというような状況でございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。事業形態、飲食店が多いのか小売店が多いのか、そういう料理屋さんが多いのか、カフェとか和菓子屋さんとか金物屋さんとか、どういう形態の中の業種になってるのか、内訳を分かる範囲内でお伝えください。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 内訳につきましてですが、大きく小売業、飲食業、サービス業、理容・美容業というようなところに大きく分けて、4つに分類をしておるところでございますが、その中でも小売販売業というところの業種の方が約半分を占めているというところがございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） ありがとうございます。半分以上の方々が小売りの方でというところ辺で、年々事業者も増えているというふうに理解しました。キャッシュレス事業の決算の事業者になるには、状況、決まり事、適格条件というのはあるんですか。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 当町では、キャッシュレス決済事業を実施するに当たり、愛荘町物価高騰対応キャッシュレス決済ポイント還元事業実施要領を定めています。キャッシュレス決済事業の対象となる事業者は、当要領において、中小企業等経営強化法に規定する中小企業者と定めています。同法では、資本金等の総額や常時使用する従業員の数が業種別に定められており、例えば小売業は資本金5,000万円以下、常時使用する従業員の数が50人以下と規定されています。この要件を満たしている事業者が中小企業者ということになります。なお、愛

荘町物価高騰対応キャッシュレスポイント還元事業実施要領において、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ガソリンスタンド等は除外事業者としています。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。小売業が 5,000 万円以下と 50 人以下の従業員という形の中で中小企業者と決められていると、これ申込みに行くのは役場なんですか。それとも、どこへ行ってそういう事業者になれるのかお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） キャッシュレス決済事業をするに当たっての申込みをしていただくというのは町のほうというところでございますが、この今の小菅さんがお問いになっている 5,000 万円、資本金の部分であるとか従業員の数というのは、町にそういった登録というようなことでなくて、会社を設立されたときに、自分の会社がこういった資本金でやるとか、従業員の数がこれだけであるというのは、役場以外のところでそういった届出を頂いてということになろうかと思っております。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 小菅です。法人なり届出というのは、そういう司法書士さんなりそういうところで届けるんだと思うんですけど、私の聞いているのは、キャッシュレスポイント事業者になるにはどこで届けたらこの事業の事業者になれるのかということをお尋ねしてます。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 具体的に申し上げますと、P a y P a y さんと協力をさせていただきながらということでございます。まずは、P a y P a y さんにその事業者になっていただく、P a y P a y が使えるよというような事業者になっていただいて、その後、町とのやり取りの中でこの事業に参加していただくというように事業者になっていただけるということでございます。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。取りあえず P a y P a y に登録しなさいということで、登録した後、役場に届けなさいという順序でよろしいんですか。確認します。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 次、キャッシュレス決済事業で我が町民の利用実態は、総数、住民、どのように利用されているのか、事業評価はどう考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） キャッシュレス決済事業の利用実態において、町民、町民外の内訳は委託先の業者も把握されていないことから分かりません。令和 6 年度に行なったキャンペーンでは、1 か月の間で 1 万 8, 4 0 0 人の利用があり、4 万 5, 5 0 0 回の決済が行われています。本事業の主たる目的は、生活者と町内事業者を支援し地域経済の活性化を図るものであることから、評価できるものと考えています。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 小菅です。1 万 8, 4 0 0 人の利用があったというところで、4 万 5, 5 0 0 回の決済が行われたと。2 回使われるということもあるし、人口約 2 万人の中だと考えると、住民利用者の想像する割合というのはどれぐらいに利用されているとお考えになりますか。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） ちょっと非常に難しい質問でございますが、1 万 8, 4 0 0 人という数にしましては町内、町外が分からないというようなことでございますが、仮に 1 割の方が町民の方でお使いいただくと 1, 8 4 0 人が使っていただくというようなことになるかと思います。ちょっとその辺につきましてはなかなか想像がつかないといえますか、1 割、2 割ぐらいの方は少なくとも使っているのかなというような感じで思っております。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。町内の方の消費者が、住民が使われることによってこの事業が成り立つというのが私は基本やなと思うんです。取りあえず事業者さんのあれも大切ですけど、一番大切なのは消費者、愛荘町住民の消費者がどれだけ使われて、その評価が目的に達成されたかというのがその辺が問題であって、そ

の辺がしっかりつかめるということはないんですか。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 使っていただいた先の店舗につきましても、間違いなく町内の店舗というようなところでございますが、今、小菅議員がおっしゃっていただく、使われた人の部分に関しましては事業者も把握されていないというようなところから、残念ながらその内訳は分からないというようなところでございます。ただ、愛荘町で行っております事業でございますので、愛荘町の方も喜んでいただいているという声は聞いてございますし、もちろん事業者支援というようなところにおいては、先ほども申し上げますように2億円以上の消費があったというようなところでございますので、効果があったという評価はさせていただいているところでございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 小菅です。次の質問にも移りますが、町内の利用者は分からないと、先ほども利用実態は分からないと。5番目の中で、我が町の町民以外の利用実態は分かってますかと、総数何人利用されたか、事業評価と実績はどう考えますかという質問ですけど、分からないということですけど、答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、キャッシュレス決済事業の利用実態において、町民、町民以外の内訳は分かりません。また、令和6年度に行いましたキャンペーンでは、1か月の間で1万8,400人の利用があり、4万5,500回の決済が行われていることから、評価できるものと考えておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 分からないというところの答弁を頂きました。次の質問に行きます。

キャッシュレス決済事業者の収入確保メリット、町住民の消費の喚起を起こし、消費の抑制している生活を支援する、地域経済の活性化を促進する目的があると。行政は今まで事業化されてきた評価に対して今回も同じなのかと、改善点はあるのかと、住民は物価高騰に困っているんです。行政が行う事業として愛荘町全住民全ての方々にも物価高騰対策事業が行き届くのか、事業評価をお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 過去4回にわたり実施したキャッシュレス決済事業では、事業の期間、ポイントの付与率、1人に付与される限度額などを書いて実施しておりますが、基本的な考え方に変更はありません。物価高騰重点支援地方創生臨時交付金事業では、これまでの説明のとおり、推奨事業メニューと低所得世帯支援枠、更に不足額給付があり、これらの事業を組み合わせる生活者や事業者の支援を行います。特に推奨事業メニューについては、生活者、事業者に対し、地域の実情に応じて対象を見極めた上で、それぞれにきめ細やかな取組を実施しているところです。事業全体の評価については、国の交付金のルールに基づき、効果の検証結果について、以前より当町もホームページ等でお示ししております。町としては分野横断的に支援策を実施し、それぞれの対象ごとに負担軽減が図れているものと評価しております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。過去4年やられてきたと、今回で5回目やと、そういう中で評価が上がってこなくてはならないと思います。先ほども住民さんが1割、2割かなというところ辺で、全住民の方々にそれがキャッシュレス決済ポイントの中で、しっかりこれ物価高騰対策になってるのかなというのが疑問視するようなことを私は今、感じております。そういうところ辺、利用された方は一番いいと思います。業者さんも一番いいと思います。さっき、1割、2割のあと7割、8割のところ辺に対してのこの事業の評価というのはどのように考えるところかなと思います。その点、副町長、どのようにお考えですか。

○議長（森野 隆君） 副町長。

○副町長（杉本甚治郎君） 詳しくしっかりしたデータはございませんが、私のところにも住民個人の利用者の方でいう事業であるというようなお声も頂いておるところですので、1割、2割というふうに政策監が申しましたが、感覚で申し訳ないんですけども、もう少しおられるんじゃないかなというふうに感じております。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 先ほど1割、2割と申し上げましたのは、仮に1万8,400人の利用がありまして、1割ですと1,840人というようなことを言わせていただきました。今、副町長申し上げますように、そのの

部分に関しては、仮に5割の方が使っていただけますと9,000人というようなことになり、その割合については少し予測が難しいというような形で答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 小菅です。1割やったら1,800人と、それは言い方としてそういうふうに私も今、聞いたんですけど、やっぱりそういう町住民に行き渡るといのが物価高騰対策であって、その一部の方また町外の方がどんだけ入ってるかということは、愛荘町の住民の税金、国から入ってきたやつがあっちへ行ってしまうというような感じもしますし、その点もっと物価高騰対策に対してもうちょっと汗かいたほうがいいのかなというふうに思います。次の質問に行きます。

食料品価格の物価高騰、円安等の影響で世界的な食料、エネルギーをはじめ、様々な物価が高騰し、資源確保、国際競争力がさらに激化しています。歴史的な円安により、原材料や原油、輸入価格も高騰し、農業資材ももちろんのこと、輸入農産物の高騰により加工食品の値上げが、テレビ、新聞等で報道されてきました。国産農産物に対しては置き去りにされ、価格転嫁できない農産物問題、また食の安全保障の問題視がされてきた。今日に至っては、昨年の夏からスーパーから米がないと品薄状態が始まり、新米が出ると米が高い、野菜が高い、野菜が高騰している。今日では、値段が下がらないから備蓄米の入札制度で市場へと、値段が下がらない不祥事、失言問題で農水大臣の交代にて、随時契約制度で政府は米の価格を決め市場へ、この状態をどのように思われますか。町の住民が安心して暮らせる状態なのか、物価高騰対策で一番やらなくてはならないのは生活支援、一番大切なのが毎日の食ではないかとお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 米の価格は、令和5年産の不作やインバウンド需要の増加等の様々な事情により民間在庫が逼迫し、さらに供給不足により価格が急激に高騰していることと認識しています。国は、米の供給不足や米離れなどを解消する対策として備蓄米を市場に供給し、食の重要性を考慮した施策を実施していますが、価格の抑制は当面の措置とされており、今後、米の適正価格について議論されるものと考えています。また、多くの物価が高騰している状況で、食の確保は大切なことですが、重要なのは単に安く食品を手に入れることなく、持

続可能で公平に誰もがが必要な食品を得られる体制を整えることであると考えます。生産者の安定的な経営確保と製品の価格抑制や安定供給、地産地消など、個人、家庭、地域、事業者、行政がそれぞれ役割を持ち、重層的に支え合うことが不可欠であると考えます。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。今、政策監のほうから、持続的で公平で誰でも必要な食品を得られる体制を整えるのが必要であるというふうな答弁も頂きました。今までこのような状態になってきていると、なぜこのような状態になってきたかという話なんですけど、30 年前、食糧管理法が外れる前は政府米とした形の中で、当時 1 俵 2 万二、三千円してました。それが食料管理法の撤廃により、ミニマムアクセス等により輸入米を入れたと、今、備蓄米を創設して、不作のときにその備蓄米を出すよというような備蓄米制度をつくったと。その次に食糧管理法を廃止され、農業者は農業者団体で自ら生産のことを安定、公平にできるように考えてやりなさいよというような形の中で、国は施策をやってきたんです。米はどこへ売ってもええよと、自由ですよというような形。今、JA のほうに大体半分集まるかなというところ辺が、去年は半分なかった、4 割、3 割というところ辺もあります。やっぱりその辺が安定供給につながらなかった。やっぱり米価がそこまで下がるということは、いかにこの経営を安定さすかというところ辺、流通業者もそうやろうし、農家もそうやろうし、その辺がどっかで米の安定価格を揺るがしたんじゃないのかなというふうに私は考えます。備蓄米の放出が、大臣が代わることによって競争入札から随意契約に変わるというのも何か不思議なこと、また備蓄米がそういう米であったのかなかったのか、不作のときに出す米だったのに、初めの思いは安定さすために出さんならんと、価格を下げるために出さんならんというような形になったというのも何かおかしいような気がします。その中で、今、政策監が言われた持続可能、平等、誰でも必要な食品を得られる、その制度になってないのかなと。これは国策の中でやってる中ですけど、実際、愛荘町の住民がそのような形の中で安定供給になれるように、愛荘町の中でも仕組みをつくらなあかんのじゃないかなというふうに私は考えます。どこでも売ってええという時代になったということは、大概、農家から JA 集荷業者に渡るときはそこそこの値段で行きますよ。けど、流通業者に移ってしまうと、今度はやっぱり商売の世界、ないと仕事にならないというところ辺で、やっぱり価格が上がっていかんことに

は採算が合わなくなってきた、その辺、スーパー等にも流れなくなってくるという、食糧管理法からまた自由化になったときには、出口、スーパーのほうからこの値段でないと売れないですよという時代があつて、最終的に生産者のほうにこの値段ですよという時代もありました。そういう時代の中を経てから、いろんな時代の当座限りのこの形の中でやっていっているというのはどんなのかな、だから自由なのかなと、自由は自己責任ですというところがあるんですけど、今先ほど述べられた持続的に公平ということをおっしゃられた、愛荘町の中で持続的公平な食料の安定供給について、もう少し詳しく説明願いたいと思います。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） ありがとうございます。今ほど小菅議員がおっしゃっていただいておりますように、今の米の状況につきましては、消費者の方から言いますと非常に米が高くなったというところで危惧はされているところでございます。小菅議員おっしゃっていただきますように、J A全農など大手の集荷業者を介した従来のそういった方法によるところの、そこに今、米が集まっていないというところで、取引をされるのにスポット的にされているというところで、非常に高い金額で価格が動いていると、需要と供給のバランスというところでまずもってちょっと崩れているのかなというところで、そういった状況が残ってるのかなというところも考えているところでございます。持続的公平なというような本題のところでございますが、その辺につきましては、米の生産方針につきましては愛荘町の再生協議会において、またそういったところも議論をしていくというところでございます。今、国のほうも米の経営安定対策についての議論をされるということでございますので、そういった状況なりを見させていただいて、愛荘町においても再生協なりでいろんな議論をさせていただければと思います。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。ちょっとあまり答えになっていないような発言だったかと思いますが、いかに安定供給さすには、やっぱりJ Aなり行政なり再生協議会、そこでどれだけ作ってどれだけそこに集めるかというところ辺、その辺も大事かと思いますが、今のこの物価高騰対策では、一番大事なのは食ですよということを私も言いました。安定供給するために食ですよということは、この事業に対して

は、食べるもの、生活する毎日、食べるものに対して支援するのが事業の公平性かなというふうにも思ってます。そういうところで、さっきのキャッシュレスポイントの中でその辺が把握できてないというのも問題視されるんじゃないかなと思います。

次の質問に行きます。愛荘町の農地を荒廃させぬよう持続的な農業生産を行うにおいて、国はいろいろと農業政策を出され、それを愛荘町の農林振興課にて地域農業の政策、基本構想の方針について協議されていると思います。米の生産調整をどうする、転作作物の扱いをどう示すのか、農業者は、耕作することで食の生産と地域の環境を地域とともに守り、生業として行う産業に成り立たせなくてはなりません。どのようにお考えですか。事実上、自由になったので国民に任すのですか。お尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 米の生産については、平成30年までは国が生産量を管理していましたが、現在は生産量の管理は廃止され、経営体の主体的な判断で生産されています。しかしながら、米の価格は需要と供給に応じて決まることから、価格の安定化のため需要に応じた生産を目指し、国が示す生産目標が滋賀県を通じて当町に伝達されています。当町における米の生産方針は、愛荘町農業再生協議会が策定した水田収益力強化ビジョンにおいて定めています。その方針に基づき、需要に応じた米の生産を推進するため、同協議会において県から伝達された生産目標を協議した後、各地域に生産目標に応じた作付けをお願いしているところです。当町の農業は土地利用型の農業であり、稲作が中心である当町の農業の特性に合わせた対策が必要です。産業として成り立つよう、需要に応じた米の生産を進める一方、補助金を活用した非主食用米や麦、大豆への作付けを誘導しつつ、経営体の判断のもと、転作作物の作付を推進しているところです。今後も米の生産目標について、県下の市町の状況等も踏まえ、愛荘町農業再生協議会で議論をお願いしたいと考えています。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。今の答弁の中で、国が示す生産目標が滋賀県を通じて当町へ伝達されました。自由化、生産調整、どうしても食糧管理法がなくなったという中で、ずっと言いながらも、国が示す生産調整にのっとって、愛荘町再生協議会の中で生産目標を決めて、行政と農業者団体、農協とまた各種団体の生産協議会というのがあるんですけど、その中でも農協がまた集荷業者であって、そこも

米を持たなくては流通がさせられないところである。その2つのところ辺で、売らんならんし安定ささんならんしというのがJAというところ辺。またそういう中で、農業者の中での代表が入った協議会、そういう事務局等々で流れてくるんですけど、これを今までやってきたという中で、答弁としてはそういうふうにしか言えないところもあろうかと思いますが、実際これが続けていっていいのか悪いのか、最終的にそれに乗かってきて実際にやるのは現場の人間、生産者であって、そこで乗かってきてこけたとなったら自己責任になります。再生協議会の責任じゃないんです。その辺のところ、最後は再生協議会の言われることも分かるんですけど、最終的な責任は農業経営をやっているとこら辺の判断に任すというような考え方で、政策監、よろしいでしょうか。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 非常に現場のほうで苦労されてるというようなお声であったのかなというふうに思っております。本当に消費者の方のため、米を供給いただくために、本当に御尽力いただいておりますことに対して改めて御礼を申し上げるところでございます。また、米の生産方針は、先ほどから申し上げますようにやはり需要と供給のバランスが大切というところで、今までからは米をたくさん作り過ぎてしまうと価格が下がるというようなところがあって、生産の調整をされてきたというところであると思います。それが今日については不足になって価格が上がってきているというようなところ、そういったところ、需要と供給のバランスをしっかりと見据えるために、先ほどからの繰り返しになりますが、再生協の中で議論もしていただいて、国の動向も見ながら、今後の米施策、米の生産方針というのを考えていくというところでございます。小菅議員におかれましては本当に現場のほうでいろいろと大変な思いをされているというところで、大変ありがたいことと思っております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。繰り返しの答弁になったかと思いますが。再生協議会で協議しながらというところ辺で感じました。最終的には、農家本人の判断に任せなくてはならないというところ辺もどっかに置いとくと。また、消費者は食を切り詰めてでも支払いしていかならんところがあるというところ辺も置いといてほしいかなと思います。食は毎日、毎回の出費に関わることで、そこら辺をやっぱり物価

高騰対策の支援のところに、私は毎日の食に対して入れてほしかったなというところ
辺が今回の質問です。

次の質問に移ります。神郷彦根線工事、神郷彦根線の橋脚下部工事にて、不飲川を
堰き止め20センチのパイプ2本で排水を現在行っており、地域としても心配してい
ます。工事計画はどうなっていたのか、一級河川の不飲川が増水すると、不飲川放水
路工事が事業化されているのに工事計画の説明もない、3月の推進協議会も開催され
ていない。当事者に増水をどうすると問合せ意見すると、各部署で検討していますと
答えがない。県土木の常識、信頼を疑います。なぜこのようになっていたのか、県の
工事を計画するのはその場限りなのか。町長、建設・下水道課よりしっかり抗議して
ください。工事を行うための不飲川の迂回路の排水路計画はどこへ行ったのか、町の
考えをお尋ねします。説明をお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 不飲川の流水の迂回方法については、過日、小
菅議員、地元区長、町も立ち合いの上、現地で滋賀県湖東土木事務所から説明を受け
ました。その際、水量の少ないときは暗渠で設置する直径20センチの排水管2本で
下流河川へ流すこと、また水量が多いときには、水位が上昇した分、堰き止めている
盛土からオーバーフローする水を橋梁下のボックスカルバートから下流河川へ流す方
法で対処することについて、説明をされたと認識しています。今回、議員の一般質問
を受けて改めて県湖東土木事務所に確認をしたところ、先ほどの説明内容と同じ内容
の回答を頂きました。併せて、「説明が不十分で地域の皆様に御心配をおかけしたこ
とをおわびし、今後は丁寧な説明を重ね信頼回復に努めていきます」との返答がありま
した。今後も地元への周知や協議が必要な案件があれば、関係者への共有や相談をし
ながら事業の推進を図るよう努めてまいります。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。ありがとうございます。こういう一般質問
を29日に出しました。あくる日朝、電話が県土木からかかってきました。説明のと
きに、「私だけに電話で説明してくれるんですか」と言いました。「いや」、という話で、
また区長のほうに電話が入ったというような経緯があります。何回となく、建設・下水
道課のほうと、また県土木のほうとその場を見に行ってるんですよ。そういう中で、
ちっともそういう説明の仕方がないと。一級河川を堰き止めて、水がたまりますよね。

どこへ迂回させて流していくのかという説明がないんですね。ただただ20センチのパイプを2本、「業者のほうがりびれ切らして2本入れさせてもらいました」と、こういうふうな言い方をするんですね。県のほうは迷ってたのか、答えがなかったのか、そういうことを言わない。事業が進んでこうなりましたと。ほんまやったら、一級河川へ流れるんやったら、水を堰き止めたらどっかへ出さなあかんの、その計画がどこへ行ったんやというところ辺が一番信頼とかそういう部分が懸念される場所であって、その説明がないんですね。ただいまは、土嚢で止めてるところをあふれさせて、出来上がった橋脚の下に出しますよと、それしかないですよと。現場、今の状態の中を言うてるんですよ。それって、その場しのぎというような言い方であって、今、昨日も中川議員から大井寺川の増水の話が出てました。一番初めの大井寺川の原水というのは、不飲、木澤さんのところ辺の面戸で長野東の水利権が得られます。それで、長野新町のところで面戸を止めて、今、長野のたねやのほうにも流れるように面戸を止めます。それから合流して大井寺川、川原村から梅田レースのほうに流れていって分かれていきます。やっぱり源流は不飲のほうの水を今、農業用水として堰き止めてるから、まだこっちへ迂回されてるんですよ、堰き止めて下へ流れないように。不飲の下橋脚部の下にうちが流れないようにしてるさかい、今、何とかなると。雨が降って増水になると、この面戸が全部外されるんですよ。そのときが一番心配するということら辺を懸念してるということら辺です。懸念されるようなことよりも、やっぱり迂回路を何で造らなかったのかという。また反対に、パイプ2本で入れといてくれはった業者さんに対して、県土木が「もうちょっと大きいパイプを入れといてくれたらよかったのに」というような言い返しをしたりするので、その辺がしっかりと、その場しのぎやなというふうに思います。

○議長（森野 隆君） 小菅議員、申し訳ございません。県の事業ですので、ちょっと町のほうに絞ってお願いいたします。

○2番（小菅久宣君） これは県の事業でもあります。県の事業でありますけど、しっかりとここは西部地域、愛荘町なんです。そのところ辺をしっかりと問題を共有しながら理解しながら事業を進めていってもらいたいと。西部地域では、県土木の事業が目白押しで動き出します。地域もそれを抱えなければなりません。地域ありき、いろんな問題を共有しながら行きたいと思います。その中で、やっぱりしっかりとした初めての神郷彦根線、8年度に共有する工事のときに、まだ右岸道路があったり不飲川

のショートカットがあつたり、今度基盤整備も入ってきますけど、皆、西部地域で受けてこなればなりません。それ皆、愛荘町なんです。愛荘町もしっかりと窓口となってそのことを県に伝えてもらわな、県の事業やから関係ないんじゃないやなくて、県の事業やから、現場は愛荘町ですので、そこら辺をしっかりと監視、監督の窓口になっていただくようお願いしたいと思います。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。小菅議員が特に農業ということも通してでございますけれども、地域のこれからの工事のありようということに皆様と関心をお持ちいただいていること、いつも町のほうにも、また県に向けても様々な視点ということをお教えいただいていること承知をいたしております。これからもより実地の部分進んでまいります。様々に小菅議員、また関係の方々、地元の区長様等々、しっかりと意見をすり合わせしながら、町また県また地元一体となって進めていきたいというように思っております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） ありがとうございます。最後に、県土木に対して、各地域、川原長野に対しての説明会が決定されたと思います。その点について、建設・下水道課長、羽田課長、よろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） ありがとうございます。町長のほうからも御答弁ありましたとおり、西部地域につきましては本当に県の事業がたくさんございまして、地元また県、町と三位一体でしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますし、今回の御質問を受けまして、改めて今の状況等も含めた今後のスケジュールも併せて、今後、説明会が実施されます。町のほうもその説明会にもしっかりと同席しまして、今後も引き続き事業の進捗の推進を図っていくことと、またこうしたトラブルが少しでも事前に回避できるように連携を取って進めていきたいというふうに考えておりますので、今後もまた御指導のほうを賜ればというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。日程のほう、説明会の、決まったらお伝えください。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 川原地先、川原の自治会対象として説明会を、今週の12日木曜日、また長野西の自治会を対象に14日土曜日の7時半からということで各自治会で説明会をされるというふうに聞いておりますので、またどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。いろいろと答弁ありがとうございました。これにて私の一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇ 河村善一君

○議長（森野 隆君） それでは一般質問を続けます。10番、河村善一君。

10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 10番、河村善一。一般質問を行います。大きく、乳幼児期のアタッチメント行動について、2つ目はマスク着用について、3つ目は湖東地域障害者自立支援協議会についてを質問させていただきたいと思います。

1番目の乳幼児期のアタッチメント行動について、3月定例会の一般質問の再質問の中で触れさせていただいた乳幼児期のアタッチメント行動について、今回改めて質問させていただきたいと思います。数年前から新宿歌舞伎町の東宝ビル周辺の路地裏にたむろする子どもたちが増え、東横キッズと呼ばれるようになっていきます。多くは10代前半から20代前半で、中には12歳の子どももいるそうです。2、3人の仲間で来ている子もいれば1人で来ている子もいます。そこには、そこに行けば誰かがいると分かっているようですが、子どもたちのSOSではないでしょうか。また、大阪南のグリ下に集まる若者についても先日テレビで報道されていました。報道では、多くは家庭環境に問題を抱え、不登校や家出を繰り返す中高生だそうです。彼らはSNSを通してつながり友情を築く一方で、違法行為や性被害も増加しており、危険な一面を持っています。中には家出中に捜索願が出されていた子どもたちもあり、グリ下は守る場所でありながらも、犯罪の被害者や加害者になる可能性が高まっているとのことでした。子どもたちが幼少期に感じた寂しさや不安を解消できないまま思春期に入ってしまうと、本当は自分の悩みを親に打ち明けたり、甘えたいけれども親に信頼を寄せていないとか、それができない状況であります。でも、誰かと気持ちを共有

していたという思いから、自分と似たような環境の子どもたちが集まる場所にやってきて、そこでお互いの気持ちを共有したり慰め合ったりするのではないだろうか、ある意味で第三の居場所となっていると言われています。これらの報道を教育長はどう思われますか。また、子どもたちの家庭環境及び育ってきた環境について、教育長の見解を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 議員が例として挙げられました東京、大阪における子どもの姿は、現在の社会における縮図であり、その根源や背景に、家庭や地域、社会の課題があり、そのことは教育にとって重要な課題であると認識するところでございます。こうした課題の要因の一部は子どもたち自身の側にもあるかもしれませんが、大部分は大人や家庭、社会全体の要因であると考えます。議員御指摘のとおり、特に子どもにとって居場所と思えるところがなかったり、信頼して話を聞いてもらえる人、寄り添ってくれる人が身近にいなかったりという現状は、子どもが生活し自分らしく成長していく上では大きな足かせとなると危惧しております。人は誰しも生まれ出ずる環境を選べません。一方で、誰しも生まれた環境によってその後の成長に少なからず影響を受けることは否めません。私ども教育行政といたしましては、まずは幼・小・中の全ての子どもたちに園や学校の職員がしっかり寄り添い、子どもとの信頼関係を構築しながら、丁寧な指導、支援を行っていくことを大切にしていまいります。加えて、家庭、地域、福祉部局や関係機関等との連携を密にし、厳しい家庭、生育環境にあっても子どもたちが持てる可能性を伸ばしていけるよう、子どもの最善の利益を考え教育活動を展開していきたいと考えているところでございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） このことについて、最近の愛荘町の中高生の意識状況はどうであるか、教育長、どのように捉えられているか、もし考えがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 私の立場として、直接、中学生あるいは高校生等と近くで話をするという機会は少ないというわけではございますけれども、ただ、先ほど議員が非常に詳しく現在の子どもたちの現状をお示しくださいましたけれども、昨日のそのSNSの環境の話もそうでございますけれども、そういう都会の子どもたちと本町

の子どもたちが私は大きな差異はない、恐らくいろんな情報等も同じように入ってまいりますので、ほぼ同じような悩みや思い、あるいは同時にいろんな子どもたちがリスクを抱えているというふうに認識するのが適当ではないかなというふうに考えてございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 本当にもう都会も田舎も距離がもう関係なしに情報が全部入ってきて、非常に身近にこういう問題が起こっているのかなという、お互い私らも議員としても認識し、教育関係者の皆さんにおいてもやはり切実な問題として考えていただきたいと思います。次に進みます。

そんな中で、幼少期における親子の関係、特に子どもと親、多くの場合は母親との関係が非常に重要だと話している講演を聞き、ある意味、深い感銘を受けました。イギリスの小児科医の精神分析家のジョン・ボウルビィが提案したアタッチメント理論です。幼少期の子どもと親との関係性、愛着関係がどのように構築されるかが、その子の人格形成に強く与えるとの考えです。子どもが感じた不安や恐怖を平常心に戻す心の動きを、アタッチメントとボウルビィが定義しています。アタッチメントが形成されることで、自己肯定感や他者への基本的な信頼感が育まれます。そのためには、特に幼少期における母親の適切な関わりと触れ合いが大事だとボウルビィは言っています。ボウルビィのもとで研究していたエインズワースがストレンジ・シチュエーション、新規場面による実験という興味深い実験を行いました。まず、生後1歳から1歳半の赤ちゃんとその母親を、これまで行ったことのない部屋へ連れていく、そして母子が一緒にいる間は、まず見知らぬ人が部屋に入ってきて母親がいなくなるという実験です。このときの赤ちゃんが見せる行動と、母親が戻ってこの見知らぬ人がいなくなったときの赤ちゃんの行動を観察すると、4つのタイプに分けられました。安定型、回避型、葛藤型、無秩序型の4つです。安定型は、母親がいなくなるときに行かないでと泣いて、母親が戻ってくるとまた泣いて、母親にくっついてしばらくすると落ち着いて遊びに戻るそうです。回避型は、母親がいなくなるときも戻ったときも興味を示さない、母親が抱きしめようとする、少し無表情になる。葛藤型は、母親が戻ってきたときも泣くけれども嬉しくて泣いているわけではなくて怒っている。だから、母親が抱っこしようとしても嫌がる、まさに葛藤の状態です。最後の無秩序型は更に特殊で、母親がいなくなるときにも戻ってきたときにも泣く子もいれば泣かない子も

いる。よくよく観察すると、赤ちゃんなのに無表情であったり目が虚ろであったりする。歩けるようになった子の場合、突然立ち止まったり歩き出したりして規則性が無い。アタッチメントは幼児期に形成されるが、この時期のアタッチメント形成はその後の脳と心の発達に大きく影響します。例えば、思春期には新たな世界への育ち、挑戦が社会から求められるようになりますが、そこには大きな不安が伴います。しかし、いざとなったら、あの人、アタッチメント対象にいつでもくっつけるという幼少期の体験こそがそれを精神的に支えるとなっていると言われていています。乳幼児期にネグレクトを受けるなどの不適切な環境で育ち、特定の誰かとアタッチメントを形成する機会がはく奪されると、その後の心身の発達が遅れたり病気に対する抵抗力が弱くなったりすることが知られています。また、うつ病や多動性障がい、解離性障がいなどが思春期に現れやすくなることも分かっています。乳幼児期にある特定の誰かとしっかりとアタッチメントを形成することは、その子の生涯の幸福を左右するほど重要なことだと言われていています。

そこで、妊娠、出産、子育ての乳幼児期の対応について、福祉政策監の見解を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 乳幼児期の子どもと親の関係性、いわゆる愛着関係がどのように構築されるかが、子どもの人格形成に強く影響を与えるとされております。例えば、乳幼児期の子どもに、お腹がすいたら授乳をする、おむつが汚れたら取り換えるなどの基本的なお世話や、抱っこしたり泣いたときにあやしたりするなど、日々の育児、スキンシップを図ることで保護者との愛着関係を構築します。この愛着関係が子どもの不安やストレスを軽減し、自己肯定感や他者への信頼が生まれて、将来的に良好な人間関係を築くことができるとされています。こうした愛着形成は従来から重要であると考えられており、当町では新生児訪問や乳幼児健診、親子教室などを通して子育ての相談に応じるだけでなく、アタッチメントを意識した育児ができるよう支援をしています。また、子育て支援センターにおいて臨床心理士などが愛着に関する出前講座を開催し、子育て世帯の方々に周知する行動も行っております。保健師や保育士をはじめとする専門職が、保護者の不安や悩みに寄り添い支援することで愛着形成が促進し、子どもの健やかな心と体の成長の保証が図れるよう、引き続きこども家庭センターを中心に健康推進課や教育委員会と連携して支

援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） さっき、母子手帳を出されて2回の訪問を、10万円出されるに当たってされていると思います。そこでの対応もちゃんと御指導いただいていると思うんですけども、そこでの問題というか、傾向というか、行かれている方の報告で問題はなかったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 実質的に、本当に今、孤独の中で子育てされている親御さんが多くいらっしゃるなというのを感じております。核家族化もありますけれども、御近所とのつながり等々も少なくなっているような状況を感じているところでございます。そのため、民生委員さんを通じて赤ちゃん訪問をお願いするなど、地域との結びつきということも大切に支援の1つとしておりますし、またこども家庭センターを中心に、プレママ教室であつたりとかひよこママ教室等々を開催させていただきまして、妊娠期から、また出産して子育て期に親御さん同士が繋がれるということもとても大事にしております。個別の指導に加えて集団でみんなと一緒に子育てできる環境もとても大事かと思っておりますので、そこも含めて支援をしているところでございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） お願いというか、形式ばらずに内容の濃いというか、やはり今、いかに子育て、子どものときに、答弁にもあつたようにおむつを替える、あるいは泣いていることの表情を、ただ単に泣いてるからいいのではなくて、その子どもの感情に寄り添うように、やはりせつかく訪問していただくときにはしっかりと対応していただくようお願いしたいなと。それこそが、愛荘町の今後の子どもたちの成長に大切なことかなというように思いでお願いしたいなと思います。

同じ内容につきまして、教育長に、未来を拓く愛荘16年教育とアタッチメントについてお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 議員の提示されましたアタッチメントそのものを十分に認

識できているわけではありませんが、その概念や重要性につきましては共感するところでございます。乳幼児期における身近な人との触れ合いの積み重ねから、他の人に対する信頼感や自身の心の安定、心身の成長が生まれ、また耐性も育つことと理解をしております。愛荘16年教育におきましては、アタッチメントに関連する概念として自尊感情を挙げており、自分の短所も長所もひっくるめて自分のことを大切に思うという自尊感情の育成に一貫して取り組んでいるところでございます。一例を挙げますと、胎児期から有効な方法として取り組んでいるものが、読み聞かせや読書活動であります。胎児期に親が読み聞かせをするとすれば、絵本の持つ短い言葉ながら洗練された言語の世界や効果的な絵画的描写により、読む側の情緒の安定にもつながります。当然のことながら、親の情緒の安定は胎児の心にも良い影響を与え、目には見えませんが、親子の温かな心のつながりが育まれるものと考えます。そのほか、生の人、物と出会い、五感をフル活用して学ぶ体験活動等が心身の成長を促す教育活動となるよう、アタッチメントの考え方も参照しながら地道に取り組んでまいります。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 16年教育の中で、温かい親子関係、家族コミュニケーションを築きましょうということが書かれています。既にこういうことに取り組んでいたいていると思うんですけども、やはりこの三つ子の魂百までの幼児期の親の接し方によって大きく一生を左右していくというか、そのものということは重要なことでありますので、もう一度見直しと言うことはありませんけれども、やはり理論武装していただいて、より充実して、よりそのことに取り組んでいただきたいというように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。次に進んでいきたいと思います。

マスクの着用についてであります。第2問について質問していきたいと思います。

京都大学大学院教授の明和政子先生は、人と人以外の霊長類の心の働きを胎児期から比較し、人特有の心の発達とその生物学的基礎を明らかにする比較認知発達科学という分野を、世界に先駆けて開拓されておられる先生です。明和先生のお声を聞いたり、『マスク社会が危ない』の本を読んで、新型コロナウイルス感染症対策の根本的な見直しが必要だと感じ、何点か質問いたします。

明和先生は、2020年5月に新型コロナウイルス感染対策の一環として政府が提唱した、新しい生活様式に潜む大きなリスクを問題にされています。人との間隔はできるだけ2メートル、最低1メートル開ける、会話をする際は可能な限り真正面を避

ける、外出時や屋内でも、会話するとき人との間隔は十分取れない場合は症状がなくてもマスクを着用する云々です。これらの中でも感染症対策の基本として特に強調されたのが、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いでした。子どもにとって問題となるのがマスクの着用です。乳幼児期には、親をはじめとする誰かとの身体接触なしには生存することすらできません。見ることも聞くことにおいて、乳幼児期に回りの環境から大きな影響を受けて子どもは育ちます。家族以外の周りの人たちがみんなマスクを着用していると、目だけでなく表情全体を使ってコミュニケーションをすることが難しくなった日常が、乳児期の脳や心の発達、特に社会性の発達に何らかの影響を与える可能性を否定できないと感じるのです。大人の感覚からすると意外に思うかもしれませんが、子どもは目だけを使ってコミュニケーションできるわけではありません。それが可能になるまでには時間をかけた学びが必要だからです。乳児は、ただ相手の目や口元を見るだけではなく、その動きは自分でもやってみようとしています。「わんわんだね」と乳児に笑って伝えたら、乳児も「わんわん」と言って笑顔を返します。ところが、乳児を取り巻く他者の口元は完全に覆い隠されている。家庭以外で学びの機会を得ることが難しいのではないかと心配しているところでもあります。そこで、マスクの着用について、福祉政策監の見解を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 厚生労働省のマスクの着用についての考え方は、これまで屋外は季節を問わずマスクの着用は原則不要とし、屋内では距離が確保でき会話がほとんど行わない場合を除きマスクの着用をお願いしますとされてきました。しかし、令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断が基本とされるようになりました。感染拡大防止対策としてマスクの着用が効果的である場面、例えば医療機関受診や高齢者施設などを訪問するとき、また通勤ラッシュのときなど混雑した電車やバスに乗車するなどは、周囲の方に感染を広げないために、そして御自身を感染から守るためにマスクの着用は有効であると考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 同じようなことで、教育長に、幼稚園、学校でのマスク着用についての見解を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 議員御指摘のとおり、子どもたちは乳幼児期の見る、聞く、まねる、やってみる、触れ合うといった一連の経験や体験を通じて他者と関わり、社会性や情緒の基礎を築いていきます。その際、顔の表情、特に口元の動きや笑顔などは非常に重要な情報源となります。その意味で、マスクによって表情が見えにくくなるのが、特に発達の初期段階にある子どもたちにとって学びの機会の一部を制限しているものではないかという懸念については、重く受け止めております。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大時には、命と健康を守るという観点から、政府や自治体として新しい生活様式を掲げ、マスク着用を含む感染症対策が全国教育現場でも実施されてまいりました。感染拡大防止の観点からは一定の効果があつたと考えております。しかしながら、現在の感染状況や科学的知見の蓄積、そして子どもたちの発達段階への配慮を踏まえ、文部科学省からも令和5年度以降、幼児や児童・生徒に一律のマスク着用を求めることは行わず、個別の判断を尊重する方針が示されております。本町におきましても、現在は、幼児、児童・生徒に対しマスクの着用を強制するものではなく、保護者の御意向や本人の体調、発達段階を踏まえた自主的な判断を尊重する方針としております。また、保育や教育の場におきまして、非言語的コミュニケーションの大切さを再確認し、必要に応じてマスクを外す場面を設けることも現場で工夫されているところです。教育は子どもの命と心の両方を守り育む営みです。今後も医学的、科学的な知見と教育発達心理学の観点を総合的に勘案しながら、感染対策の在り方について不断に見直し、子どもたちが健やかに育つ環境の確保に取り組んでまいります。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） ありがとうございます。次に進んでいきます。明和先生も、アタッチメントが社会的動物である人の生存には不可欠であり、自己身体感覚は3つの感覚が統合されていると言われています。その1つが外受容感覚で、体の外側から入力される受容に対して感じられる感覚で五感であります。2つ目は自己受容感覚で、脳があらかじめ予測し環境に適応する振る舞いです。3つ目は内受容感覚で、内臓感覚とも言い、アタッチメントの重要な役割です。人は赤ちゃんの内受容感覚の心地よさが高まっているときに、「お腹が空いたね」、「おむつかね」等々、積極的に声をかけ笑顔を向けるのです。チンパンジーやニホンザルは決してそのような振る舞いをしま

せん。体をくっつけておくだけです。赤ちゃんの内受容感覚の心地よさが高まるタイミングで、いつも聞こえている声、表情といった外受容感覚に結び付いて記憶されていくのだというのです。今、学校現場では教育のデジタル化が推奨されています。しかし、仮想空間で子どもが得るものは、視覚情報、聴覚情報といった外受容感覚に偏った経験であることに意識すべきだと思います。絵本の読み聞かせ、ユーチューブで見せるときも膝に抱っこしたり笑顔を見せることが大切ではないかと思います。絵本の読み聞かせ、ユーチューブを見るときも、膝に抱っこしたり笑顔を見せることが大切と思うことについて、教育長の見解を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 議員御指摘のとおり、乳幼児期の子どもたちは、視覚や聴覚から得られる情報に加え、身体的な触れ合いや表情、声の抑揚といった非言語的なやり取りを通じて、安心感や信頼感を育みながら心の発達を遂げてまいります。こうした関わりは、発達心理学や神経科学の観点からも極めて重要であるとされております。特に、絵本の読み聞かせにおきましては、単に物語を伝えるだけでなく、大人が膝に抱いて微笑みながら語りかけることで、子どもは言葉のリズムや感情の動きを感じ取り、言語の発達や想像力の育成、さらには愛着形成にもつながるものと認識しております。また、近年では動画やデジタル教材の活用が進んでおりますが、それらが子どもにとって豊かな学びとなるかどうかは、接する大人の関わり方によって大きく左右されと考えております。たとえ画面越しのコンテンツであっても、保育者や保護者が共に視聴し、笑顔や共感を持って声をかけることで、子どもの心に深く残る学びにつながってまいります。本町におきましても、ICTの活用を推進する一方で、人と人とのアナログな関わりの価値を見失うことなく、幼児教育、保育の現場におきましては、絵本の読み聞かせをはじめとする丁寧な関わりを今後も大切にしております。教育は人と人とのつながりを通じて育まれる営みでございます。今後もデジタル技術の利活用と並行して、子どもの心身の発達を支える温かな関わりの在り方について、現場と連携しながらしっかりと支援してまいります。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 絵本の読み聞かせから、まちじゅう読書が始まると私は思っています。今後、まちじゅう読書をどのように進めていかれるのか、教育長の見解を尋ねたいと思います。また、今年度、補正予算の第2号で学校図書館と地域の連携

協働による読書のまちづくり推進事業についても計上されておられますので、そのことについても御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 御質問ありがとうございます。絵本の読み聞かせから幅広くそれを生涯本に触れる、そういう長い長い本との付き合いがたくさんの方々にしていただけるような取組を今後とも考えてまいりたいというふうに思っております。これまで、まちじゅう読書の宣言をこの議会でお決めいただきまして、そのことから非常に進んできた部分がございますので、今後は更にそれをアップデート、あるいはバージョンアップしまして、日々、本、あるいは絵本が近くにあって読書を楽しむ、そしてそれによっていろんな豊かさやつながり、そうしたものが生まれ、そのことが社会全体のまち全体のウェルビーイングにつながる、これは大変理想的な話でございますけれども、そういう部分も目指しながら何とか取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 今お尋ねした補正予算の内容について、今どのような取組、もう既に今日採決することになるかと思っておりますけれども、どのようなことを考えておられるのか、あるいはどのように取り組もうとされているのか、見解を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 失礼いたしました。十分な先ほどの答弁ができておりませんでしたので、その部分につきましては、特に文科省の委託という部分での事業展開ということで、今、考えておりますのは、やはり図書館にはもっともっと新たな付加価値をもたらしていきたいというふうに思っていることがございますが、具体的にはちょうど今、国スポ・障スポもございますので、今までの読書でガチャコンというような取組をリーディングアーチェリーというようなそういうものに新たに変えていくこと、それからまちじゅうライブラリーということで、ちょっとした場所に御協力を頂きまして簡単な書架を置かせていただく、そんなこと。それから、新しいスローガンとして、楽読書・活メディアというふうなスローガンを掲げようということで、今、進んできておりますので、読書を楽しみ、そしてメディアをうまく利用しましょうと、そういうような啓発のポスター等もこの事業において作成してまいりたいというふう

に考えてございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次の大問の3問に移っていきたいと思います。湖東地域障害者自立支援協議会についてであります。湖東地域障害者自立支援協議会が、湖東地域、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の1市4町、湖東福祉圏域に居住する身体、知的、精神などに障がいのある人や子どもが地域で安心して生活できるよう支援するとありますが、その目的の事業についてお尋ねいたします。

1番目は、湖東地域障害者自立支援協議会の目的及び事業内容について説明を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（川井美幸君） 湖東圏域の1市4町にお住まいの、身体、知的、精神などに障がいのある方が地域で安心して生活できるよう支援することで、かけがえのない個人として尊重され、社会参加を促進し、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指しております。そのため、福祉、保険、医療、教育、就労等の各サービスを総合的に調整、推進することを目的としています。主な事業内容は、指定相談支援事業者や行政の担当者による訪問、相談活動を通じ、ニーズやサービス供給体制の問題点の把握や解決のため、会議を年間20回程度開催しております。また、専門会議として居宅サービス部会、児童部会、労働部会など10の部会やプロジェクトに分かれ、小学校入学を予定している保護者を対象とした動画配信や福祉サービスの説明会、事業所対象の研修会など各方面で活動しております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） なぜ、私、この湖東地域の障害者自立支援協議会に着目したかというと、1月19日に福祉のコミュニティの親の会を設立いたしました。その中で保護者の方が要望されていたのは、日野町のわたむきの里のようなものをつくってほしいという御要望が強くございました。ただし、すぐにそれだって愛荘町でできるかといったら、やはりできる時間的なことでも難しいわけですね。でも、それを担うところとしてはどこかということを考えたら、湖東圏域のやはり湖東地域障害者自立支援協議会ではないだろうかというように思ったわけです。今、滋賀県では各大津、あるいはそれぞれでここにおいては湖東地域のここにあります圏域というものを設けてやってきていただいているわけですが、愛荘町として、あるいは福祉課

としてどれだけの関わり合いを持っていたいているのか、やはり障害者の思いというか、それがちゃんとそこに伝わっているのかというところを心配してるといったら何ですけれども、心配しているところでもあります。愛荘町の福祉課が全て、聞きに行けば全部お答えいただけるだろうと思うんですけれども、そこの今の湖東地域の連絡協議会と愛荘町の福祉課との連携については、どれぐらいの連携、もう阿吽の関係になっているのか、そこのところについては福祉政策監のほうにお尋ねしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） ちょっと今、資料のほうを頂いて組織図等々を見させていただいているような状況です。全体会議のほかに、定例会議であったり、専門の会議等々を開かせていただいております。福祉課のほうにも障がいの担当もおりまして、それぞれの市町のほうから、それぞれの障がいに対する課題等々もその専門会議のほうで協議しているような内容でございます。今ほど議員のほうで御指摘いただいておりますように、どれだけの関係性を持ってこの会議に臨んでいるのかであったりとか、思いがしっかり伝えられているかという点につきましてですけれども、障がいにはいろいろな種類がありまして、多くの課題に対してはある一定法的な措置が講じられるんですけれども、小っちゃな課題というのがなかなか表に出ないというのが、この障がいに関わらせていただいている私たち感じているところでございます。その一人一人の思いであったりとか一人一人の困り事にしっかり対応できるためにも、この湖東地域障害者自立支援協議会が存在していると思っておりますので、そういった一人一人の小っちゃな声もしっかり大切につなげていきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 僕は何が言いたいかというと、そこのところの会議に愛荘町の障害者のこととか、あるいは障害者の親とか、あるいは障害者の団体とかの意見がちゃんと、福祉課には我々は伝えることはできるんですけども、それがちゃんと伝わっているのか、あるいはちゃんと伝えていただいているのか、そこについては福祉課長のほうにお尋ねしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（川井美幸君） お答えさせていただきます。

湖東地域障害者自立支援協議会の会議のほうですけれども、年間20回程度開催させていただいております。定例会、それから全体会、それから1市4町の会議のほう、全て出席のほうをさせていただいております。町の考え等もそちらのほうで報告なり協議なりさせていただいているというふうに認識しております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 申し訳ないですけど、心配しているのは、やはり彦根市と一緒に圏域ですよ。何においても、彦根市は財源がないからということで消極的ですよ。愛荘町でもこういうことをやってほしいとか、あるいはグループホームをやってほしい、全て今いろいろなことをお尋ねすると、圏域では充実していますよということをおっしゃるんですが、本当に充実しているかといったらなかなか充実していないのが現状ではないかなというように思います。とりわけ重心部会などでは、彦根学園さん、青い鳥会さん、森のお家さんとかがあるわけですが、そこは本当に重心部会が充実した対応をさせていただいているのかといったら、難しいところがあるのではないかなというように思うんです。そういう点について、今後しっかりとその自立支援協議会に愛荘町の人たちの意見、それを伝えていただくようお願いしておきたいと思います。今後、これから後でも質問しますけれども、傍聴に行ったりいろいろ発言するなり、意見を述べていくようにしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

次の質問に移って、また深掘りしていきたいと思います。

令和6年度に誰ひとり取り残さない防災支援プロジェクトに取り組んでいるとありますが、その進捗状況をお尋ねします。また、今年度からは、進路調整と日中活動支援の在り方プロジェクトに取り組んでいるとあります。その進捗状況についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（川井美幸君） 1点目の誰ひとり取り残さない防災支援プロジェクトにつきましては、避難行動要支援者名簿の登録と個別避難計画の重要性を説明しましたチラシを作成し、相談支援専門員を中心に周知させていただいているところでございます。また、当事者や相談支援専門員、福祉事業所が災害時に活用できる個別情報共有シートの作成とルールの設定や、緊急時に協議会の事業所間で情報共有をし迅速な対

応ができますように、登録メールの運用を開始しております。令和7年度は本町の避難行動要支援者制度と併せて周知と登録を進め、もしものときの災害に備えていきたいと考えております。

2点目の進路調整と日中活動支援の在り方プロジェクトにつきましては、甲良養護学校と湖東地域障害者自立支援協議会の連携を強化し、強度行動障害のある方の適切な進路調整を行うことを目的に、令和6年1月からスタートしました。令和6年度は湖東圏域で強度行動障害のある2名の方に対して事業所の協力のもと、就労移行支援アセスメントを実施しました。今後も関係機関と連携し、個々に応じたサービスにつなげられるよう取り組んでまいります。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 避難行動要支援者のことにつきまして、昨年6年度の5月10日の全員協議会の資料を見ておりましたら、避難行動要支援者名簿については昨年の9月議会で条例制定をお願いし、平常時から自治会に情報提供、名簿の配布ができるようにしていきますというように言われているんですが、もう自治会には情報提供されているのでしょうか。お尋ねいたします。今の現状はどうなっているか。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（川井美幸君） お答えさせていただきます。

4月の区長総代会のほうで御説明のほうをさせていただきまして、御依頼のほうをさせていただいたところでございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） それは、悪いですけど昨年の段階ですよ。それで、今年度の段階は、今年度の段階でも頼んだのか。僕そこら辺、昨年の段階で頼んで今年度してるというように理解をしているんですけど、そこら辺はどうなんですか。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（川井美幸君） 今年度の区長総代様に対して4月に御説明のほうをさせていただいたところでございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 情報提供はもう今年度もされている、まだ今、整理しているところ、そこはどうなんですか。僕、自治会で聞いていきますけど、実際、区長が持ってるのかもわかりませんが、その流れについてお尋ねしておきたいと思いま

す。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（川井美幸君） 失礼します。現在は区長総代様に御依頼をさせていただいて、個人情報のほうを避難行動要支援者情報のほうを拒否される方、その方の今、受付をさせていただいておりまして、その後、載せる名簿のほうを整理させていただいて、区長総代様のほうにお配りをさせていただくという流れになっております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） それはいつ頃渡される予定なんですか。その進行状況、あるいは順次やっていこうとされているのか、今どれぐらい集まっているのか、そこについてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（森野 隆君） 健康推進課長。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 失礼いたします。4月の17日の、多分、区長総代会のほうに、昨年度に引き続きこういうふうな条例が整いましたということの説明も含めて、今年度事業を実施していきますという説明をさせていただいております。その後、広報のほうで、こういうような事業をさせていただきますというものをチラシのほうを入れさせていただいて、その情報を拒否される方についてはお申出くださいということで御連絡のほうをさせていただいております。予定では7月から8月にかけてしっかり名簿のほうを作成した後、各それぞれの区長様のほうに名簿のほうをお渡しするということで順次動いていくというような、今、スケジュール感を持っております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） ありがとうございます。次、問3に行きます。湖東地域障害者自立支援協議会の会議の傍聴はできるかということであります。湖東地域の障害者福祉の重要な会議であり、ぜひ傍聴したいと思っておりますが、総会の予定並びに各部会の予定についてお尋ねしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（川井美幸君） 湖東地域障害者自立支援協議会では、全大会を5月と3月に、また定例研修会を8月と11月に開催しており、この会議については傍聴していただけます。また、各部会の研修、行事についても参加していただけますが、どち

らも申込みが必要になりますので、福祉課、または直接、湖東地域障害者自立支援協議会に事前にお問合せのほうを頂きますようお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） インターネットで公開内容、議事録は見ることはできるんですけども、やはりその審議内容がどのようにされているのか、どのように決められているかというのは、やはり傍聴しないと分かってこないところ、あるいは聞きに行かないと分からないところがいっぱいあると思います。今まで今日まで愛荘町の福祉課を通じていろいろ要望していることも、実際は湖東圏域で取り組んでいただいていることになろうかと思うんです。そこはしっかりとある意味で取り組んでいただかないと、湖東圏域の福祉の経過とは言いませんけれども、底上げ的な実際の対応はちゃんとしていただかないといけなだろうと僕は思いますので、傍聴していきたいと考えています。現状が、やはり今後、問題点を見て福祉課にもお尋ねしながら、今後、自立支援協議会、障害者の福祉が充実するように進めていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で、福祉課長の見解を求めて終わりたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（川井美幸君） ありがとうございます。湖東地域障害者自立支援協議会での目的でもございます、障がいのある方がかけがえのない個人として尊重され、社会参加を促進し、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会を目指しまして、愛荘町としても寄り添い、それから事業者様とも連携を取りながら、誰ひとり取り残されることのない社会のほうを実現を目指しまして、これからも進めていきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 竹中秀夫君

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。一般質問を行います。

防災拠点施設は、災害時に避難場所や救援活動の拠点として、また災害後の復旧や復興を支えていく上でも、まちにとっては大変重要な施設であります。現在の本町は、愛知川庁舎を拠点と、有事の際は関係職員を召集し、その都度、危機管理体制を取りながら関係団体と情報共有しているとお聞きをしております。滋賀県には大変立派な危機管理センターが平成28年1月に供用開始されておりますし、それぞれの市町においてもしっかりとした災害本部体制が日常的に構築されているのではないかと思います。私が知る限り、近隣町では、竜王町や日野町などにもしっかりとした防災センターが建設されておりますし、県内の各市においても、防災拠点施設が整備されております。現在の本町では災害が予測される直前になって危機管理体制を取っていますが、私はしっかりとした防災・減災の拠点である防災センターを、現在の未整備となっている東側駐車場内に建設した上で、日常的に災害に備えるべきであると考えます。加えて、町民主体の防災訓練の実施や防災情報の提供、防災意識の向上など、地域住民の意識を高めるための活動を行うことが重要であると考えます。そこで町長にお尋ねをいたします。

まず1点目に、災害により本庁舎が機能しなくなった場合、どのような体制を構築するのかお尋ねします。また、災害規模によっては本庁舎に全ての職員を集めて指示を行うと思うが、スペース的に問題はないのかお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 愛荘町地域防災計画においては、災害対策本部を本庁舎2階の大会議室に置くとしています。これは、この庁舎が総務省によって自治体の災害対策本部の設置に際し求められている耐震性能を確保しているゆえであります。しかしながら、仮にも地震に限らず、様々な理由により本庁舎の機能が損なわれた場合の代替施設は、愛荘町消防センター2階の会議室としております。

次に、全職員を召集する場合につきましては、地域防災計画では職員はそれぞれの勤務場所に参集することを原則としています。つまり、災害対策本部に参集する要員は、町長以下、職員も含めて21人としており、他の職員は各勤務場所で情報収集など災害対応業務を行うことになります。また、災害対策本部からの指示については、本部指揮下の各対策班長を通じて行うこととしていますほか、職員全体への防災関係

の情報共有につきましても、画像などを併せて共有でき、速報性も高いＬｏＧｏチャット等を通じた伝達を行っており、有事にあつて本部に全職員を集めて指示を行うことは考えておりません。

以上のことから、災害対策本部を本庁舎に置くことは、職員の災害対応の上で問題ないと考えております。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。再質問を行いたいと思います。本庁舎の機能が失われた場合の代替の施設としては消防センターとのことでありますが、庁舎に影響が出るほどの大規模災害ならば消防センターも同様の災害が出ると思うが、そういった場合の対応はどのように考えているのか。全職員は集めないとのことであるが、町民を守る行政の努めであると思います。もちろん、自ら命や家族を第一優先にすることは必要であるが、果たしてそのような体制で対応できるのか不安です。いま一度、体制を強化すべきと考えますが、いかがでありますか。答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 本庁舎がその機能をとということでお問いを頂きました。この地震等にのみならずというところでございますけれども、例えばそれはこちらにボヤであったりとか火災であったりとか、そういうような事柄でこの大会議室に本部の設置がなかなか難しいという場合には、この消防センターということで答えを申し上げておるものでございます。また、全職員がひとところにといいことでない運用をしております。これは県庁のこの防災センター、大変確かに立派なものであるというふうにも思っておりますけれども、この使用シーンということを見ましても、ならば県庁職員があセンターに全て参集をされて知事初めの指示を一度に受けてということの運用では当然ないものでございます。愛荘町におきましても、その本部21名ということでございますけれども、そこから令下の各委員に指示なり指令ということが届くということで、しっかりと体制を構築いたしておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 今ほど町長が答弁されたように、2点目に入っていきたいと思ひますわ。今後、大規模災害に備え、東側駐車場に特定財源を活用しながら防災センターを建設し、駐車場も一体的に整備してはと考えるが、町長の見解をお尋ねしたいと思ひます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 国では公共施設の集約、複合化を促進し、人口減少や高齢化に対応した都市構造への転換を促しており、これにより人口集積、経済活性化、住民の移動効率化などを図っています。当町は、合併時に旧町が保有していた公共施設を有効に活用していくという考えがなされ、旧町の公共施設を粗方、現在まで引き継いできています。一方、老朽化が進むこれら多くの施設の維持管理には、相当な額の支出を毎年充てることになっております。厳しい財政状況が続く中で、今後、見込まれる人口減少や人口構成、利用需要の変化やデジタル化の普及など、公共施設を取り巻く環境の変化を踏まえ、中長期的な視点での公共施設マネジメントが必要であるとの考えのもと、愛荘町公共施設等総合管理計画等を策定し、公共施設の集約化や複合化等、その推進に取り組んでいるところです。特に、役場庁舎や保健センターをはじめとする9つの施設の最適配置については、愛荘町庁舎等あり方検討委員会や住民説明会等により町の方向性を決めさせていただき、議会におきましても庁舎等リニューアル工事や旧警部交番の解体工事等の予算や契約に係る御議決を賜りお認めいただいた上、進めてきたところです。本庁舎東側駐車場については、その一連のものとして整備させていただくものであり、庁舎機能の一本化に付随し、それだけのスペースの確保は必要であると認識しております。議員の防災センターを新たに設置してということの御質問に関しては、町の防災・災害への対応力を保全し、住民の安心・安全のため災害に備えるべきとのお考えに共感するすものでございます。しかしながら、前段で答弁させていただいた考えから、現時点で新たな施設の設置は想定しておりません。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 再質問をいたしたいと思います。先だつての、ちょっと日にち的にはっきりと申し上げられませんが、私、複数の人間と東京のほうに寄せていただきまして、非常にこの防災関係のことが国挙げて、非常に国も勉強の中で研修の中で聞いておりますと、国にとっても防災、特に災害が非常に毎年多いと、こういった中で国は国を挙げて防災・災害等々については十分な各県市町のお気持ちを取り入れながら、十分な援助いうのか、十分な予算等も考えてまいりたいと、このような研修をしてまいったところであります。そういった中で、私は、この愛荘町にとりまして、先ほど町長が述べられるように、庁舎1つに秦荘から愛知川と、愛荘ですね。今現在の愛荘町、当時の愛知川というような一本化に向けて、これも財政難、

いろいろ考えながら秦荘庁舎から愛知川庁舎に集約しながら、住民にとって秦荘でも必要なものは置いていかななくてはならないと。これはもう十分に理解はしておりますけれども、非常に私はこのような考え方の中で、非常に防災が一番気になるところであります。全職員を集めなくても各課でというような考え方も持っておられるかと思いますが、全職員を集めるまでに隣の消防センターなり消防署、皆、大災害の場合はこの庁舎だけではなく、消防署並びに町民が非常に日々から災害についての町の考え方、またこれでいいのかというような住民との対話の中でも、町長以下、行政が申し上げたように、東側駐車場のところはできるだけ保健センターなりいろんな来庁者のことも考えながらというようなことは、住民との対話の中でもこのように申されておりました。そういった中で、私はこの東側の駐車場をなぜこのような質問をさせていただくことは、非常に防災については愛荘町は決して悪いとは言いませんけれども、緊急の場合、大災害ですよ、が起きたときに、それに備えたものを私は考えていなくてならないのではないかなと、このように思って、先だって東京のほうまで、自分にも勉強のため、複数の方も交えながら寄せていただき、国の考え方も聞きしてまいったところでもありますけれども、先ほど言うように、国としてもこの災害が毎年毎年、災害続きである、日本は特に災害の多い国であるとしながらも、それには備えようと思ったら、防災関係等々を十分に国挙げて考えていかななくてはならないと、このようなことも申しておられました。そういった中で、竹中さんの言われる滋賀県の愛荘というまちも十分に防災のことを考えて勉強に来られたんだろうと思いますけれども、そういったお気持ちは、国、十分にそういうところはお話しも考えながら聞かせていただき、また町を挙げての全体のお気持ちがあるというようなことであれば、またそれなりの要望等々も頂きたいと、このようなことも聞いて帰っております。そういった中で、この防災の関係でありますけれども、災害の少ない本町にとっては、災害に対する意識がやはり全体を通して低いのではないかと私は思っております。そういった意味では、防災センターは住民の防災意識の向上にもありますので、知識や技術を養うための施設として必要ではないかと考えて質問をさせてもらっております。新たな施設の設置は必要ないとはっきり言われておりますけれども、地域住民の安全・安心に貢献する防災センターは必要ないという判断でいいのですかね。再度、町長の答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 先ほども答弁でお答えをしておりますとおりでございます。新たな施設の設置ということは至らないというふうに考えておるものでございます。それぞれ町民の皆様のその防災・災害に向けての意識の向上ということに関しましては、大変近年、各字自治会様においても、大変役員の皆様が本当に普請を頂いております。そして、町もいろんな機会あるごとにその情報の発信、また字様の防災の訓練にもお出迎えもさせていただいておりますし、また各小学校区ごとに町としても大きな防災訓練ということを持ち回りでさせていただいております。その様々な機会ということをつまえながら、その意識の向上ということは今後ともお力も頂いて、またより上げていくということで努めていきたいと思っております。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。再質問を行います。この防災だけやなしに、関連の関係でも私、非常にこの質問に立たせていただいている関係上、町といったしましては、この東側駐車場、これについての利用価値は、私は防災とかいろんな関係の複合施設的なものを考えながら、予算の要望なり、国に対してのそういうものを考えていくのが一番、町にとってはベターではないかなと。町長に言わすと、関連で申し上げますと、職員の駐車場、来庁者の駐車場、保健センターの関係もあり、あれ今現在見ていただくと、職員の駐車場の車を止めているだけであれいっぱいやな。それであれば、先ほどから言うように、複合施設なりいろんな考え方で、国の予算を70%、80%でも頂けるような、町にとってもメリットのある方法を私は考えていたら、また今後、議会の総産とも話をしながらというふうに、先だつての議会の後、全員協議会のときから述べられたように、今後まだ1回目を開いておるのかいないのか分かりませんが、議員各位と行政との話合いの中でも十分にやっていきたいという答弁でも全協でも述べられていたと私は記憶しております。もし、議員各位なり議員の皆さんが、今、私が言うておるようなものを、こうやということ言うておりませんが、それに関連するような議員は、町民を思い、地域の安心・安全を思い、いろんなことを注文等々を付けながら進めていくとなれば、町としてもメリット、デメリットを考えながら私はやっていかななくてはならないのではないかなと、このように思わせてもらっております。そういった中で、今後、総務の関係だと、この前の話ではいろいろ協議をしていこうというふうになっておるわけではありますが、まだ開いてないだろうと私は思いますけれども、そういった中で十分に私からも、総

務の関係の方々の議員には十分に私なりのお気持ちも聞いていただきながら、行政、町全体を思った話を進めていっていただきたいと、このように思っておりますが、この点、町長としての考え方をお聞きいたしておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど竹中議員、この防災センターの建設が大事であるということの趣旨に立って、御質問、再質問ということをお願いというふうにも存じます。私、この答弁、何度かさせていただいておりますことにもなりますけれども、やっぱり物は建てるほうが、造るほうがよっぽど楽です。皆さん喜んでくださいます。そのときはいろんな国の支援メニューございます。新しいもんでできると町民の皆さん喜んでくださいます、「きれいやな」と。その後、20年、30年おもりをしていくのは次の世代でございます。公共施設の維持管理、毎年多額の支出を充ててます。壁面の補修だったりLED化だったり、トイレも和式から洋式に替えたり、光熱費、そして一番高いのがそこに人をどうしても充てねばなりません。これが1年1年積もっていくと、本当に町の財政ということに大きな影響を及ぼします。そのことがあるから合併ということは今から20年前の方々が選ばれて、そしてより効率的な行政ということを目指してこうということになさったんだと思います。昨日の議会質問の中でもございましたけれども、中学校のクラブ活動の地域移行ということでございました。その中でも、少し競技部門のほうからも情報の発信がございましたけれども、10年後にはこの中学校の生徒数が4割減ってくる。社会の担い手というのは、先週も公表されておりますけれども、私が生まれた年には210万人生まれてますけれども、去年60万人台でございます。この負担ということを次の世代にそのまま残していくというような行政ではなくて、やはり人にお金を向けられる、そういう行政を目指していかなければならないというのが、現下このバトンをお預かりさせていただいている立場にある者として感じているものでございます。よって、今ほど駐車場ということで申し上げておりますけれども、これは庁舎の一本化ということもずっと御報告を申し上げてきている、それに付随してどうしても人ということがございます。駐車をしていくということのスペースは必要であるというふうにも認識をいたしておるものでございます。近隣の市、また町においても、やはりこの庁舎のお傍というところ、具体的には東近江市様でも、皆様、交差点、御存じだと思いますけれども、庁舎ございますけれども、やはりこの行政機構に奉職をされていらっしゃる方々の駐車場があつ

て初めて、この市であつたり行政機構の機能の担保ということが出来るものでございます。そういうことを踏まえて、よりコストをかけないような、これからもまちのありようということを考えたときには、もうプレーンな駐車場ということ、これは必要最小限、必要なものであると認識をしているがゆえに、駐車場ということを暦年のこの住民説明会も含めてでございますけれども、議会の皆様にもそのことをお示ししてきているものだということでございます。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 再質問を行います。先ほど、町長の答弁では、今日までから議員の皆さん方とも住民の対話の中でも、集約的には1つにまとめて駐車場と前の交番所を解体してというような前段が申されたように私は、一部ですけどそういうふうに捉えさせていただきました。そこまで町長も申されるのであれば私も申し上げますと、先ほど複合施設の考え方で防災を拠点としたそういう考え方を今後のまちづくりには必要ではないかなと、私はこのように思わせていただいております。町長が申されたように、今現在、箱物なり何なり造ったときは、ああ立派なものできたとか、その10年先、20年先、30年先にその時代のお荷物になる、大体私はそういうような聞き方をしておりました。私の言うのは、それであれば、今現在、町が遊んでる土地から屋敷、もうちょっと早く、町長がそういう考えを持つのであれば、もう少し早く転売するものはする、公にするものはする、そういうことに基づいて町民の理解を求めれば、私はこの駐車場1つにしても、先ほどから言うように、この駐車場を利用する複合施設、私はそういう言い方をさせていただいております。複合施設と言えば、中央公民館なりいずれ解体をしていくだろう、以前の町長のことを私は記憶の中でもありますけれども、芝で、その守りは誰がするんですか。ここに職員の駐車場、職員の駐車場は幼稚園の向こうのほうの駐車場へ以前は止めて歩いてここまで、ものの500メートルただであるけれども、町民の見る目は、何と職員さんは偉いもんやと、そういうような見方をしてるんですよ。私は、この資料を見させていただきながら今も思っておりますけれども、3月のときの議会のときに町長なりの答弁、これについても私はそのときにはもっと考え方を変えたらどうですかということを質問しております。それについても、町はなぜこれ複合施設でそういうものであれば、今後20年なり30年先になっても私は十分な町の施設になると考えております。商工会なりいろんな関係でも全部入れ込んで、箱物というのは駐車場もそこで十分にできるん

ですよ。いろんな考え方によっては、議員との対話を私は十分に持てると、このように思っております。あなたが考え方によっては議員も理解するところはしても、理解できないところは理解ができないということがはっきりと私は出ると思いますよ。そういった中で、再度、そういう複合施設のものを考えがあるのかなのか、町として町長として、その点を最後に聞いて私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 様々、議会というところは、いろんな視点や観点というところを皆で高め合っていくところだというふうにも思います。議会のそれぞれの御議論の中でいろんな考えがあるというようにお示しを頂くということは、それは大変良いということだというふうには存じます。

この複合施設のなものであるということでおっしゃっていただいた部分でございますけれども、やはりこれは町民の皆様にとしっかりと説明をしていただく必要があるというふうにも思いますので、そういう点におきましては、その具体的な機能、住民の皆様にお届けをされるもの、またその負担というところは、当然、住民の皆様にお示しをしていっていただく必要があるというふうには思いますので、その上も含めて、それがどういうふうに捉えたらいいのか、なるほど町民の幸せにつながるのかというような時点の議論ということがなされると良いというふうには、もちろん思います。

また、施設でございますけれども、今、ゆめまちテラスということになっておりますけれども、郡役所でございます。このことに関して、私が町長職をお預かりさせていただいたときに、保存ということがもともととなって、その工事がいよいよ完了ということでもございました。これは保存という大きな目標が先に決まっていたというふうにもお教えいただいております。当時の私ではない、私の前の前ということなんですけれども、数千万円で保存ができる、でも結果、かかったお金は5億円ということでもございました。工事が終わってなお、その使用目的、中身に何を使うか、何に使っていくのかということが明らかになっていなかった。通常、行政の施設ということは、この使用の目的というのが具体としてあって、初めてその建屋が必要である、現下持つてこのいろんな公共施設の面積では不足するということがあった場合に、施設の建設ということが俎上に上がってくるものでございますので、この建物の維持保存ということが先んじて生じていった、そしてその後でその利用目的をそこに整合させていくというようなプロセスを踏まれたということを見ておりますと、やはり具体

として住民様に今何が不足していて何をお届けしなければならないのか、それをするためには町の皆様に何を御負担を頂くのかということ、これを長い視点でお示しをするということが肝要であろうというふうにも思うものでございます。一方、冒頭に申し上げましたように、やはりいろんな議論ということをお願いしているということは大変肝要だと思いますので、その中でさすが愛荘の町だというふうに住民の皆様にお感じを頂けるということが大変大切だというふうに感ずるものでございます。

○議長（森野 隆君） これで一般質問を終わります。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。引き続き協議事項に入っていきますけれども、職員の入れ替わりがありますので、再開を11時40分からとさせていただきます。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時40分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第2 承認第2号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案書1ページをお願いいたします。承認第2号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付けで次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。議案説明資料のほうで御説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が、令和7年3月31日に公布をされ、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。この改正条例の要旨につきましては、1ページの1番から3ページの12番まで記載しており

ます。また、4ページ以降につきましては、新旧対照表でございます。

それでは、主な改正点について御説明申し上げます。

まず1ページ3番から2ページ6番につきましては、個人住民税の控除すべき金額について、控除対象となる19歳以上23歳未満の親族の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも、その親等が受けられる控除額が段階的に減額する仕組みとした特定親族特別控除を追加する規定の整備によるもので、これらの施行日はいずれも令和8年1月1日でございます。

次に、2ページ7番、それと8番につきましては、軽自動車税種別割の税率区分の見直しによりまして、税率2,000円の第一種一般原付につき、総排気量50cc以下のものに加え、総排気量125cc以下、かつ最高出力4キロワット以下のものを追加する規定の整備及び9番につきましては、マイナ免許証の運用開始に伴います軽自動車種別割の身体障害者等に対する減免の申請等の運転免許証提示義務に係る規定の整備によるもので、これらの施行につきましては、令和7年4月1日でございます。

最後に、3ページ12番につきましては、町たばこ税の課税標準の特例について、公規定の新設に合わせた規定の整備によるものでございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日でございます。

以上が、愛荘町税条例における主な改正点でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論はありますか。

11番、瀧すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧すみ江。反対討論を行います。承認第2号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、反対を表明します。

議案中、所得控除で特定親族特別控除額を追加する内容があります。特定親族とは年齢19歳以上23歳未満の親族で、言わば大学生の年齢と言えます。現行では19歳以上23歳未満の大学生年代の人が、アルバイト収入で年103万円を超えると扶

養する親族の扶養控除の対象になりませんでした。今回の給与所得控除の最低保証額の引上げに伴う措置で、大学生年代は123万円まで控除の対象となります。しかし、対象者が19歳以上23歳未満の特定扶養控除適用者に限られるため、18歳と23歳以上の子ども等には適用されません。大学生等の就労調整の年収の壁を引き上げることで働く時間を増やすことはできますが、大学生が長時間のアルバイトをしなくても学べる条件をつくるため、学費の無償化や就学支援の拡充などの施策の確立が本筋であることを訴えまして反対討論といたします。

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、承認第2号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第3 承認第3号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 議案書7ページをお願いいたします。承認第3号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付けで次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは、議案説明資料のほうで御説明をさせていただきます。15ページをお願い

いたします。15ページ、16ページは改正理由及び改正の要旨、17ページ以降は新旧対照表でございます。

まず今回の改正理由につきましては、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が、令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額並びに5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されたことにより、本条例の規定についての所要の改正を行うものでございます。

続きまして、改正の要旨でございます。

第2条課税額におきまして、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額について現行65万円から66万円に1万円の引上げ、また後期高齢者支援金等課税額の課税限度額について現行24万円から26万円に2万円の引上げを行うものでございます。

次に、第21条国民健康保険税の減額におきましては、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数の数に乘すべき金額を現行29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数の数に乘すべき金額を現行の54万5,000円から56万円に引き上げるものでございます。

本改正の施行日は、いずれも令和7年4月1日でございます。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありますか。

11番、瀧すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧すみ江。承認第3号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、賛成を表明します。

国民健康保険税の基礎課税額と後期高齢者支援金の課税限度額を引き上げる内容に

については、国保税が引上げになる世帯は基礎課税分が21世帯中20世帯、後期高齢者支援金分が31世帯中24世帯との説明でした。課税限度額に達した世帯の大部分が負担が重くなるということについては反対です。もう1つの内容は、5割軽減と2割軽減の軽減判定をそれぞれ引き上げる内容で、このことにより国保税の軽減対象世帯が広がることで低所得の世帯を救うことになることを申し上げまして、賛成討論いたします。

○議長（森野 隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、承認第3号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（森野 隆君） ここで暫時休憩いたします。再開を1時、13時とさせていただきます。よろしくお願いします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第37号～議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第4 議案第37号 契約の締結につき議決を求めることについてから、日程第6 議案第39号 契約の締結につき議決を求めることについてまでを一括議題にし、質疑、討論、採決をそれぞれ一括で行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認め、質疑、討論、採決それぞれを一括で行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君） それでは、議案第37号 契約の締結につき議決を求めることについてを御説明申し上げます。

お手元議案書9ページをお願いいたします。議案第37号 契約の締結につき議決を求めることについて、上記の議案を提出し、契約の議決をお願いするものでございます。

契約の締結につき議決を求めることについて、次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的につきましては、令和6年度工事第35号、愛知川東小学校校舎棟長寿命化改良工事（建築）。契約の方法につきましては、一般競争入札。契約の金額につきましては、2億5,740万円。契約の相手方につきましては、住所が滋賀県蒲生郡竜王町山之上3276、氏名が株式会社ヤマタケ創建、代表取締役、竹井友明でございます。

続きまして、お手元議案書10ページをお願いいたします。議案第38号 契約の締結につき議決を求めることについて、上記の議案を提出し、契約の議決をお願いするものでございます。

契約の締結につき議決を求めることについて、次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的につきましては、令和6年度工事第36号、愛知川東小学校校舎棟長寿命化改良工事（電気設備）。契約の方法につきましては、一般競争入札。契約金額につきましては、8,714万2,000円。契約の相手方につきましては、住所が滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1262、氏名が愛知電機工業株式会社、代表取締役、柿田新吾でございます。

続きまして、議案書の11ページをお願いいたします。議案第39号 契約の締結につき議決を求めることについて、上記の議案を提出し、契約の議決をお願いするも

のでございます。

契約の締結につき議決を求めることについて、次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的につきましては、令和6年度工事第37号、愛知川東小学校校舎棟長寿命化改良工事（給排水冷暖房設備）。契約の方法につきましては、一般競争入札。契約の金額につきましては、9,377万5,000円。契約の相手方につきましては、住所が滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1262、氏名が愛知電機工業株式会社、代表取締役、柿田新吾でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） これより議案第37号から議案第39号までを一括質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより議案第37号から議案第39号までの一括討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号から議案第39号までを一括採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 全員起立であります。よって、議案第37号 契約の締結につき議決を求めることについてから議案第39号 契約の締結につき議決を求めることについてまでは、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第7 議案第40号 令和7年度愛荘町一般会計補正予

算（第２号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、補正予算書の１ページをお願いいたします。

議案第４０号 令和７年度愛荘町一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億３，２４１万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１９億１，０８７万７，０００円とするものでございます。

２款、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表 歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正、第２条、債務負担行為の追加は、第２表 債務負担行為補正による。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、予算書の２ページをお願いいたします。

第１表 歳入歳出補正予算、歳入の部でございます。

１４款国庫支出金、２項国庫補助金、補正予算額が９，８１２万９，０００円の追加。
３項委託金２２９万４，０００円の追加。

その下、１５款県支出金、２項県補助金７６９万９，０００円の追加。

その下、１８款繰入金、２項基金繰入金２，４２９万２，０００円の追加。

合計が１億３，２４１万４，０００円の追加となっております。

次、３ページ、歳出の部でございます。

２款総務費、１項総務管理費、補正予算額が４００万円の追加。２項徴税費５，７３０万円の追加。

その下、３款民生費、１項社会福祉費で４６７万８，０００円の追加。

６款農林水産業費、１項農業費で７６１万７，０００円の追加。

次、７款１項商工費で４，４３５万２，０００円の追加。

８款土木費、１項土木管理費で１５万円の追加。

９款１項消防費で８２１万１，０００円の追加。

１０款教育費、２項小学校費で６０万円の追加。５項社会教育費で５５０万６，００

0 円の追加。

歳入歳出とも合計が1億3,241万4,000円の追加で、補正後の予算といたしましては、119億1,087万7,000円となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為の補正ということで、1、追加事項といたしまして、行政情報システム標準化及びシステム更新事業で、期間が令和7年度から令和14年度までとなっております、限度額が8億7,946万6,000円となっております。

ちなみに、13ページから14ページにつきましては、給与費明細書となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番、瀧すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） どこかはあれなんですけど、この中に物価高騰対策のことがあると思うんですけど、何ページかよく……。

○議長（森野 隆君） 物価高騰対策。

○11番（瀧 すみ江君） 対策のことがありますね。

○議長（森野 隆君） 概要書で探しておられますか。

○11番（瀧 すみ江君） 概要にしましょうか。

○議長（森野 隆君） 概要書の10ページだと思うんですけども。

○11番（瀧 すみ江君） これでいいですか。とにかくそのことで質疑をしますけど、4月18日の全員協議会におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で推奨事業メニューの案を4点出されまして、そして議会も意見を言って協議もしましたけども、その中からキャッシュレス決済ポイント還元事業と子ども読書推進事業を行政のほうが選択されたので、こういうふうな概要の中に挙げておられるんですけど、午前中に小菅議員がキャッシュレス決済ポイント還元事業のことを質問されましたけど、その中で住民に行き渡るのが物価高騰対策という言葉が言われてました。本当に私もそれについては全く賛同するものなんですけれども、その2つの事業を選択されたんですけど、特にキャッシュレス決済ポイント還元事業のことなんですけれども、本当に午前中のその議論もありましたけれども、やはりこれ、議員の意見でもPay Payというのはどうかないうふうな意見もあったと思いますし、それなのにそ

のことは選択されたというのは、内部でどのような協議をされて選択されたのかということについてお伺いします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 全員協議会のほうで町のほうで検討した4項目といたしますか4事業のほうを御提案させていただきまして、全員協議会のほうで皆様に御議論を頂きました。その中で、やはり意見を総合的に見て、例えばお米の事業であつたりとかいう部分に関しては、やはりなかなかこの先行きが見えない中でこの事業をしていくのは難しいと、そういった意見であつたりとか、あとキャッシュレスにつきましても前向きな意見も頂いております。例えば、その町制20周年であつたりとか、国スポ・障スポといった契機というのも、1つのその起点としてこの事業を進めるには良いのではないかとといった意見も、全員協議会でいただいたように思っております。そういった中でそれらの意見もまとめまして、町としてどの事業が一番ベストなのかというところを選択した上で、今回補正予算として提案をさせていただいているものでございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 私としましては、そのときにも本当に一番生活に困っている方、物価高騰によって大変な思いをしている方に対して考えてくださいということを意見言いましたので、ちょっとそれとは違ってきたので、やはりこれはどうかなと思ったわけです。それ以上のことは質疑としてはいたしませんけれども、それで質疑をさせていただきました。

そしてもう1点ですけれども、債務負担行為の行政情報システム標準化及びシステム更新事業について、それについて質疑をさせていただきますけれども、このことは既に1月の全協、そしてこの議会の再開時の全協にも説明がありましたが、国の方針によって今やっている6町のクラウドがいずれ解散になって、その後、標準化対象システムはガバメントクラウドを利用し、標準化対象外のシステムは既存のクラウドを利用することが既に説明されているんですけれども、国の方針ということなんで、昨日ちょっと担当課の方にもいろいろ説明を個人的にはお聞きしたんですけれども、やはりこれ絶対にしていかなきゃならないものというふうなことをお聞きしまして、それでしたら、国の方針が出てるんですけれども、国はどういうことを狙ってこのような

方針を出されたのか、目的は何なのかということ。それと、メリット、デメリット、こうすることによるメリット、デメリットというのはどうなんですかと。そしてもう1点は、これから変わっていくシステムの標準化など、そういうことによって生じる自治体の負担がどうなっていくのかということについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長兼行革・DX推進室長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

まず国が進めておりますガバメントクラウドの目的というものですが、今までのシステムにつきましては、それぞれの自治体がそれぞれの自治体に応じたシステム構築をします。そうした中で言うと、大きな自治体もございます。また、我々みたいな町村の小さい自治体もある。それぞれの規模に合ったシステムがそれぞれの各メーカーから提供されていたものを、それぞれの自治体を選んで、そのベンダーさんと契約させていただいているというところでございます。そうしたことによると、やっぱり国という部分につきましては、それぞれ今の国の実情等に応じて、それぞれ法改正等を行っていきます。その法改正に伴って、それぞれのシステム等を変えていく必要がございます。現状申し上げますと、そのシステム改修につきましては国からの補助金ももらえるわけですが、その補助金の部分も国としては莫大なものになるというところになってきます。そうした中、このシステムの基本となる部分を統一することによって、今後につきましてはそのシステム改修の費用が全国的に安価で抑えられるということがございます。また、その部分につきましても、それぞれのシステムさんがその法改正に伴います内容の変更が、幾つものベンダーに分かれることなく大手のメーカーさんの中で行えるというところで、その日数等も短縮できるという部分にもなってきます。

そうした中で、今、今後それを進めることにおいて町のメリットという部分につきましては、住民様のほうに対しまして素早く法改正の対応が容易にできるということもございます。また、国としましては、今、経済状況に合わせたあらゆる支援施策、1つ言いますと給付金、住民の低所得者の給付金等も、そのシステムを活用しながらすぐさまオンライン等をプッシュ型等で給付ができる仕組みも容易に作っていきやすいというところもございます。

そういうメリットもございますし、またデメリットの部分もというところでござい

ますが、その移行に関しまして、やっぱりシステムが変わることによって職員の負担という部分が一時発生をします。そういう部分も考慮しながら、我々としては少し1年から1年半は練習した部分でしっかりと住民さんに迷惑かけないような形での移行を考えているというところでございます。

これからということと、あとこれからの自治体に求められているものという部分につきましては、我々、世の中にやっぱりDX化という部分も入っておる中で、しっかりとこの電算機器を使用しながら、住民さんもあんまり役場に来て業務を行っていくのではなくて、オンラインで手続を済ますような形の部分も常時進めていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長兼行革・DX推進室長（田中孝幸君） すいません。自治体負担のほうをお伝えしておらずに申し訳ございません。現行よりも、このガバメントクラウド移行後のランニングコストという部分につきましては、今の想定ですけども、一応現行よりは1.5倍程度増える見込みという形でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） そしたら、ガバメントクラウドに標準化対象システムが移行するときですけども、ベンダーですけども、そのガバメントクラウドにおけるベンダーを町で選択することができるのか、それとも国主導ということになるのかということについて、契約のことですけども、そのことについて、まだ先か分からないんでそれが今答えられるかどうか分かりませんが、そのことが答えられるのだしたらお聞きしておきたいのと、そしてガバメントクラウドと、結局、既存のクラウドと2つが並行して行われることになるわけですけども、そうすると、ガバメントクラウドにおける現在の6町の連携、そして既存クラウドにおける6町の連携、ガバメントクラウドも移行されるときにこの連携というのはどうなるのかということについて答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長兼行革・DX推進室長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

まず、ベンダーの選択についてお答え申し上げます。ベンダーの選択につきましては、それぞれの町がそのベンダーを選定するに当たって決められるということで、国

がどこかという指定はございませんので、それぞれ自治体の考えに基づいてベンダーを決められるというところでございます。

また、そのベンダーの決定の部分につきましては、今まで議員おっしゃられましたように、6町クラウドのほうで行っておりますベンダーを基本として、今、進めております。その理由につきましては、やっぱり今、既存のシステムから新たなシステムに替えるときに、やっぱり何らかの問題等が発生したときに容易に対応がしやすいというところでございます。

また、今後のこの標準化、ガバメントクラウドの30業務と30業務以外の業務の部分につきましては、6町それぞれ、先ほども言いましたように、それぞれの町がどこのベンダーと契約していくのかというところの中で決めていくわけではありますが、先ほども申し上げましたように、おおむね6町の中でも一致のベンダーをといるところの部分で決めて進めておるといいうところですので、その部分で言うと、同じシステムを使って今後も運用していくということになります。そうした中で言うと、それぞれの町の担当者が、そのシステムの中で少し分からない点とか疑問点があった場合、それぞれのこの6町の枠組みの中でお互いの部分で教え合うというか、考えながら、サービス低下を招かないような形で進めていこうという形で6町の中でも話しておるという状況でございます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 補正予算の概要書の16ページの子ども読書活動応援事業、ここで図書カードの作成費260万4,000円、さつき小学校と中学校の生徒聞いたときに2,040人という答えを頂きました。これでいくと、町内の在住やで、あと560人ほどは町外の学校に行ってやるいう捉え方でいいんですかね。1,000円ずつ配ったら、そういう理解でいいんですか。

○議長（森野 隆君） 図書館長。

○図書館長（三浦寛二君） お答えいたします。

現時点での見積りといたしまして、数量2,300を計上しております。これは余裕を持った数といたしましてこの数字を計上している次第でございまして、今後の確定日でもって定数を定めますので、その数値で現在のところは発注を行うという形になるかと考えております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） 2, 3 0 0、本当は大体二百何人は町外の学校に行ってるいうことで、こういう理解でいいんですか。

○議長（森野 隆君） 図書館長。

○図書館長（三浦寛二君） お答えいたします。

町外の数にいたしましては、2, 3 0 0、2 3 0 という数ではございませんけれども、万が一の余裕を持った数という形で、それだけの数字を挙げているという次第でございます。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） 余裕を持ったらこんな数が出てくるのか、これ何百人の差ですよ。ほんなら、1 0 人以下やったらこれぐらいの予備持ってもいいけど、こんな何百人も予備を持つ必要もないし、それともう 1 つついでに聞いておきますけど、この役務費、郵便代、これ特定記録郵便、それにほかの対象者には特定記録郵便により送付と書いたあんにやけど、ほかの対象者の人に送るだけで 7 3 万 6, 0 0 0 円が要るんですか。その 2 点、ちょっと聞いておきます。

○議長（森野 隆君） 図書館長。

○図書館長（三浦寛二君） お答えいたします。

数につきましては多いという印象をお持ちだとは思うんですけれども、住民の数という形で、不特定という形で余裕を持った数で計上している次第でございます。

また、郵便代につきましては、特定記録郵便という形でこの金額という形で提出をさせていただいております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 4 番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） 7 3 万 6, 0 0 0 円は特定記録郵便で送る人だけに、ほかの対象者には括弧して特定記録郵便により送付と書いてるんやけど、特定記録郵便だけに 7 3 万 6, 0 0 0 円が要るいう、全部の人の郵便代も含めていうことですか。

○議長（森野 隆君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君） 失礼します。この特定記録郵便ということで、直接送付をさせていただくという趣旨につきましては、当然、区域外

で来ておられる方もおられますので、学校でお配りをさせていただくと配る方と配らない方ということが出てきますので、もうそれぞれ対象の方に全て特定記録郵便により送付をさせていただく、ちょっとこの書き方がいろいろな捉まえ方ができてしまうということなのですが、あくまで代表の方お一人には来ていただいてお渡しをする、それ以外の方は全て郵便で送らせていただくという趣旨でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） ほか、質疑はありませんか。

1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 全協のときにもお聞きしたけれども、この物価高騰に関するメニューですけれども、これも必要かなと私は思っております。どれも不要、不必要であるとは全然思わないんですけれども、この項目は愛荘町住民2万1,000人全員にこの物価高騰による対策が行くと考えてもよろしいのでしょうか。教えてください。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、この推奨事業メニューのみで実施するものではなく、以前にも御説明のほうさせていただきました低所得世帯支援枠であったり、あと昨年度実施した定額減税等につきましては、一定所得のある方も対象となっております。その昨年度計算した数値から本年度実際に税がかかった方、数値を見た中で減税が必要であるという不足額給付の方に対しても今回対象となっているというところでございます。こういった国の施策が低所得世帯の対象の給付金であったりとか、こういった様々なその事業を重ねて実施することで、できるだけ多くの方が対象となるその物価高騰の対策の事業という形になっております。もちろん、そのPay Payのみで町民さん全てが物価高騰の影響を回避できるかといいますと、そこだけではなかなか回避できない、そういったところに関しましても、このほか推奨メニューにつきましては、通学定期の購入補助であったりとか、あと自治会関係の補助事業、そういったものを組み合わせて町内の住民様に、できる限りその物価高騰の影響を軽減できるような対策を進めているというところでございます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

11番、瀧すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧すみ江。反対討論を行います。

議案第40号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）に対して反対を表明します。

1点目に、商工振興費委託料のキャッシュレス決済ポイント還元事業についてです。物価高騰が全ての町民にのしかかっています。これを援助するための物価高騰対策として、誰ひとり取り残さない努力をしてほしいと考えます。今回、物価高騰対策として打ち出されたキャッシュレス決済ポイント還元事業は使える人が限られてしまい、また町民以外も使えることから、全町民を対象とした対策になっていないことを訴えて反対します。

2点目に、債務負担行為補正行政情報システム標準化及びシステム更新事業についてです。1月21日の全員協議会で示された資料に、地方公共団体の機関20業務システムについて、原則全ての地方公共団体が目標時期である令和7年度までに、ガバメントクラウドなどに構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行することを目指すという国の方針が示されています。ガバメントクラウドをどのように構築するのか政府方針に委ねており、政府の権限と裁量が一層拡大することになります。先ほどの答弁にもありましたが、自治体システム標準化の移行については町負担の費用が移行前の1.5倍になるとのことで、町費負担の増大を明らかにしています。国が定める基本方針や契約によって推進するガバメントクラウド利用で、情報漏洩の危険の拡大や自治体の負担増や独自施策の廃止など行政サービスの後退が懸念され、地方自治を侵害するものであることを訴えて反対討論といたします。

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、議案第40号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（森野 隆君） お諮りします。本日の会議はこれで散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、6月11日から6月18日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、6月11日から6月18日まで休会することに決定しました。

議会運営委員会を6月18日午前9時から開催し、全員協議会を午前10時から開催します。

再開は6月19日午前9時から本会議です。この後、13時55分から議員のみの全員協議会を開催いたします。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会 午後1時38分